平成３０年（フ）第１２７号
山梨県山梨市牧丘町室伏200番地
債務者　渡辺　康明
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
山梨県中央市西新居１番地116　ハイムフロイデ玉穂301
債務者　田中　幸惠
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
長野県小諸市大字耳取1016番地６
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第２０号
長野県諏訪市湖岸通り３丁目１番２号
債務者　山崎　英恵
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２２号
長野県伊那市御園839番地１　シャルモンテＢ204
債務者　馬場　美佳
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２３号
奈良県生駒市小明町2125番地８
債務者　尾原　正庸
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９７号
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘５丁目10番８号
債務者　北田　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１５２号
奈良県天理市荒蒔町139番地１　二階堂パークホームズ113号室
債務者　森　　麻衣（旧姓梅嵜）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉１番地２
債務者　村上　艶子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北３丁目７番28号サンビレッジ真美ヶ丘Ｄ　101
債務者　村上　剛史
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
奈良県宇陀市室生西谷1424番地
債務者　杉中まゆみ
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
岡山県赤磐市下仁保97番地３
債務者　美甘七緒子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３２号
岡山市北区岡南町１丁目５番24号　シューハイツ岡南101
債務者　黒田　由梨（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市児島阿津１丁目12番１号
債務者　楠木　利生
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７６号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄646番地　サンリッチＢ　103号、旧住所岡山県赤磐市岡161番地
債務者　森　　秀一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４４号
広島市安佐南区八木３丁目34番１－６－204号
債務者　重田　明彦
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８８号
広島市西区庚午中２丁目４番21－101号
債務者　田村美宰枝（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部